

施設利用に関する心得

津市運動施設
津市体育施設運営管理共同事業体

利用者は次の事項を守ってください。

- 1、施設開場に際して混雑が予想される場合には、主催者は予め入場整理券を発行するとともに、当日には入口及び駐車場へ入場整理員を配置すること。
- 2、無断で施設及び敷地内において物品の販売または金品の募集行為をしないこと。
- 3、所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- 4、所定の場所以外にポスター、旗などを貼布または懸垂しないこと。
- 5、許可を受けた施設、設備以外のものを利用しないこと。
- 6、次の該当する者に対して利用責任者はその入場を拒絶し、又は退場させること。
(1) 伝染病の疾病がある者 (2) 飲酒している者 (3) 管理上必要な指示に従わない者
(4) 他人に危害を及ぼし若しくは他人の迷惑となる行為または物品、動物等の類を携帯する者
- 7、利用責任者は入場者へ次の事項を守らせること。
(1) 所定の場所以外で喫煙しないこと。 (2) 施設を不潔にしないこと。
(3) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。 (4) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- 8、職員の職務上の入場を拒まないこと。
- 9、利用が終わった時は、以降の利用者が不快に感じないよう整備、清掃を行うこと。
- 10、利用中に施設、設備、器具を損傷または滅失した時は、利用者はこれを現状に復し、その損害を賠償しなければならない。

利用許可について

- 1、平成30年4月1日より施設を利用する日を取消し、別日に振り替えることを原則禁止と致します。利用者の都合によるキャンセル（還付申請書出）は使用日の7日前までの場合、既納使用料を半額現金にて還付しますが、それ以降については還付いたしません。
雨天中止等使用者の責めによらない理由により使用できない時は、全額を還付するか年度内であれば使用日変更致します。
- 2、平成30年4月1日より電話受付による仮押さえや利用料金の後納による予約申請は一切受付致しません。運動施設利用（利用変更）許可申請書の提出と利用料金を前納していただき、利用許可の承認と致します。ただし、指定管理者が認める場合を除くとします。

利用停止及び利用の取り消しについて

- 1、利用許可申請書に偽りの記載があったとき。 2、利用許可条例に違反したとき。
- 3、公の秩序または善良な風俗をみだす恐れがあると認めるとき。
- 4、許可を受けたことを権力として、他に譲ったり、他の者へ転貸したとき。
- 5、施設、設備または器具を損傷する恐れがあるとき。 6、原状回復の義務に違反したとき。
- 7、管理運営上、支障があると認められるとき。 8、暴力排除の趣旨に反すると認められるとき。
- 9、条例または規則に違反したとき。 10、その他、指定管理者が利用を不相当と認めるとき。